

新型コロナウイルス感染症及び 自然災害における 業務継続計画（BCP）

株式会社 TS
プラトーカーケアセンター氷見

作成日：令和6年3月17日

改訂日：

目次

1 共通事項	2
(1) 目的	2
(2) 基本方針	2
(3) 対応体制	2
(4) 研修・訓練の実施	2
(5) BCP の検証・見直し	3
2 新型コロナウイルス感染症における対応	3
(1) 平時からの備え	3
(2) 初動対応	4
(3) 感染防止体制の確立	5
3 自然災害における対応	5
(1) 平常時の対応	5
(2) 緊急時の対応	6
(3) 他施設及び地域との連携	6

1 共通事項

(1) 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

(2) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ① 職員の安全確保
職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。
- ② 利用者の安全確保
利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ③ サービスの継続
利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

(3) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

- ① 自然災害及び感染症対策本部長：高瀬 雄太
- ② 対策本部における職務
 - ・緊急対応に関する意思決定
 - ・関係各部署との窓口
 - ・医療機関との連携
 - ・関連機関、他施設、関連業者との連携
 - ・感染防護具の管理、調達

(4) 研修・訓練の実施

ア 本計画に基づき以下の研修を実施する。

- ① 入職時研修
 - ・時期：入職時

- ・担当：管理者
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。
- ② BCP研修（全員を対象）
- ・時期：年1回
 - ・担当：管理者
 - ・方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

イ 本計画に基づき以下の訓練を実施する。

- ・時期：年1回
- ・担当：管理者
- ・方法：BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(5) BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・地域の関係者とBCPに関する検討会を設置する。
- ・BCPに関連した最新の動向を把握する。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2 新型コロナウイルス感染症における対応

(1) 平時からの備え

ア 体制構築・整備

- ・意思決定者及び担当者は、感染症及び自然災害対策本部長とする。

イ 感染症防止に向けた取り組みの実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで示された「[感染防止の5つの基本](#)」及び厚生労働省からの「[高齢者施設等における感染対策等について](#)」を踏まえ、以下の感染防止に取り組む。
 - ①体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診する
 - ②利用者宅でのマスクの着用及び日頃からのせきエチケットの実施
 - ③3密の回避及び換気
 - ④手洗いを日常の生活習慣とする

- ⑤適度な運動と食事により健康な生活を送る
- ・以下の行政機関から最新の情報を収集する。
- ① 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ② 富山県の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.pref.toyama.jp/1021/kurashi/kenkou/iryuu/virus/index.html>
- ③ 氷見市の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.city.himi.toyama.jp/gyousei/soshiki/hishokoho/4/1/5349.html>

ウ 備蓄品の確保

- ・備蓄品リストを年1回確認し、不足分を補充する。

(2) 初動対応

- ・感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

ア 対応主体

- ・感染症及び自然災害対策本部長を最高責任者とする。

イ 第一報

- ・感染疑い者が出た事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

ウ 感染疑い者への対応

a 利用者

- ・医療機関受診の支援
- ・サービスの必要性を検討する。本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

b 職員

- ・医療機関受診
- ・自宅待機指示（リモート勤務）

エ 感染者への対応

- a 利用者
 - ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する。
 - ・訪問系サービスに関しては、本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。
- b 職員
 - ・発症日を 0 日目として 5 日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24 時間程度は同対応とする。
- c 関係機関への連絡
 - ・陽性結果について、担当ケアマネージャーおよび各サービス事業所に報告する。

(3) 感染防止体制の確立

ア 濃厚接触者への対応

- a 職員
 - ・新型コロナウイルス感染者との接触日を 0 日として 5 日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え健康観察を行う。

イ 関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状を報告、共有する。

3 自然災害における対応

(1) 平常時の対応

ア 建物・設備の安全対策

- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

イ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

- a 電気が止まった時の対策
 - ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。
- b 水道が止まった時の対策
 - ・飲料水用のペットボトルなどの保管をする。

- ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。
- ・対応策（削減策）生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用
- c システムが停止した場合の対策
 - ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

ウ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は備蓄品リストを使用して、計画的に備蓄する。
- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストを見直す。

(2) 緊急時の対応

ア 業務継続計画（BCP）発動基準

a 地震

- ・氷見市において震度6以上の地震が発生した場合。

b 水害

- ・氷見市において大型台風や大雨により河川の氾濫、高潮が見込まれる場合。

イ 自らの身の安全の確保

- ・地震の場合、揺れが収まるまで頭を保護し待機する。その後、避難経路の確保、ガラス片等で受傷しないよう注意して移動する。

ウ 利用者の安否確認

- ・「災害時利用者安否確認シート」にて利用者の安否確認を記録する。
- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送を要請する。

(3) 他施設及び地域との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。

以上